

労働省婦人少年局福井職員室

年少労働シリーズ 第二輯

禁無断轉載

アメリカの児童街頭労働法

労働省婦人少年局

年少労働課

ま え か き

わが國で新しく労働基準法が制定され、從來等閑に付されて
いた児童の労働問題もとりあげられております。そして詳細な
許可証明書制度を規定していただきますが、特に街頭労働につい
ての規定はまだありません。

茲に参考のため、アメリカにおける児童の街頭労働法を御紹
介いたします。

目次

一 定 義

(1) 「街頭労働」

(2) 「使用」「労働者」及び「使用者」

(3) 「委員会」

(4) 「許可証官」

二 一般基準及び委員会の特限

三 最低年令

四 労働時間

五 許可証と徽章

六 許可証と徽章の取替或は取消

七 少年之街頭労働に使用する使用者の義務

八 施 行

九 罰 則

十 少年の構内徘徊を放置しおく新聞に対する刑罰

十一 親権者或は後見人に対する刑罰

アメリカの児童街頭労働法

四百一章 一九三七年の法律

一 定義

第百三條二十一節 — 定義

第百三條二十一節乃至第百三條三十一節に使用せられ

るもの

(1) 街頭労働とは、街頭その他の公共の場所において、或は戸別に、物品、商品、

労働奉仕、ボスター、回覧物、新聞、雑誌、或は靴磨き等について、夫々販売

販売の爲の提供、募集、集金或は陳列、配布を意味する。

(2) 「使用」「労働者」及び「使用者」

街頭その他の公共の場所において、或は戸別に新聞又は雑誌を陳列、配布す

る年少者は「使用」されており、「労働者」と見做され、且つ夫等の新聞或は

雑誌を販売するか配布してゐる各独立した新聞代理店或は（の）かの代理店かた

い場合は）各出版者はおの如き年少者の使用者と見做される。本節の(1)「街頭労働

勤に定義した職を街頭労働に従事してゐる各年少者は使用されており、労働者と見做され、又販賣店或は配布の爲の物品をその者に提供し、或は靴を磨く材料を定期的に提供する商會或は会社は、その者の「使用者」と見做される。

(3) 委員会 は産業委員会を意味する。

(4) 許可証官 は街頭労働許可証を發行する委員会に依つて指名された者を指す。

二 一般基準及び委員会の権限

第百三十三條 第二節 一般基準及び委員会の権限 第百三十五節に規定された

年少者使用の一般基準は、街頭労働における年少者の使用に適用するものとす。且つ右使用に附随して、委員会は第百三十五節に定められた権限と義務を有する。委員会が時々右の権限を使用する場合を除いては、街頭労働における年少者の使用は、第百三十三條乃至第百三十五條三十一節に依つて行ふものとする。

三 最低年齢

第百三十三條 第三節 最低年齢

(1) 十八歳に満たない女子は、街頭労働に使用されたり、或は働く事は許されぬ。

(2) 十五才未満の少年は、街頭労働に使用されたり、或は働く事は許されず、街頭

労働許可証を得て、本條五施行時に発給せられた街頭労働許可証と徽章を携つて

る十三才以下の少年は街頭で仕事を續け得ない。

四 労働時間

第三十三條 二十四節 労働時間

(1) 十六才以下の少年は、一週二十四時間以上或は午後七時三十分以後又は午前六時

以前に、或は市立公立学校、又は学校地区に附している間、職業時間中に、第百

三條と十一節に依つて、その青年可能で学校に最前課程を終了したのでなければ

街頭労働に就く事は許されぬ。

(2) 十八才以下の少年は、一日八時間以上又は一週四十時間以上或は第四十條と十節

の(2)に依り通學を必要とされている時間に、街頭労働に使用され、若しくは就く

事は許可されない。

(3) 新聞発行者が雇用する事を必要とされている新聞又は新聞代運店が附いた会合への出

席、購読の奨励、得惠先の勧誘、社説と見做される。

許可証と徽章

第二百二十五節 許可証と徽章

(1) 人口千名以上の町や村において、十八歳以上の若者は、本法の規定に従って発行さ

れた街頭労働許可証を委員又は指定された許可証を授け官長から使用者が得、且つその少年が徽章を授けられ、若しくは街頭労働に使用し、その若者は従つて事を許さぬ。

(2)

若し調査して、産業委員会が、本節の(1)の規定の適用に際し、実務の困難を不

必要を認めざる事を認め、決定し、若しするならば、委員会は一段又は逐別

規定に依つて、街頭労働に使用される少年の生命、健康、安全及び福祉に適切な

処置を拂ひ、若しその適当な例外、或はそれについて修正を施すことが必要

な、若し調査、規定、行爲若しくは手続を除去、かゝる命令と抵触にしない、或は

改正し、或はそれに関する規定を禁止するが如きは、第二百一節一節乃至第二百一

節八節に依つてなすものとす、且つ、若し様にして若し若し如何なる規定も前節

に従つて発せられ、規定と同じ権力を効力と有するものとする。

(3)

街頭労働許可証の形式と要件は、委員会できめられた形式と内容に基く特別街頭労働許可証書式に基いて発せられるものを除き、第三十三條七十三節の児童労働許可証に定められ、如きものとする。街頭労働許可証が発せられる可き少年は、第三十三條七十三節に依り、正規に通学する必要がある時は、おの許可に對し附加條件として、通学している学校長から、学校の正題の生徒であり、且つ修了せる課程を述べた書式を提出するものとする。

認可講習が法律の必要とする学校の仕事に加ふるに、身体的にも精神的にも街頭労働に耐えざる事と認めらるる事には満足しなれば、可き少年に許可証を發行せぬものとする。若し一人以上の少年が二人以上以上の使用者により、同時に街頭労働に従事するなり、許可証は各使用者に發行される。許可証は發行された後、使用者に對してのみ有効である。

(4)

街頭労働許可証が發行された各少年は、委員会或はかかる許可証を發行する許可

証書により、委員会が決められる形と内容をもつ街頭労働徽章を與えられる。街頭労働徽章に貼るべきものがある。この徽章を自ら貼る様に善用し、他人に譲渡せぬ事、若し街頭労働に貼るべきものある事を止めるとか、十八歳に達すると、右の徽章は許可証書に返す。委員会は直接又は許可証書を通じて、各街頭労働徽章に対し、二十五仙を徴せざる料金を定めて集める権限をもつ。かかる徽章をもつ少年が支拂の料金は、徽章を返せば返金される。

- (5) 町や村や、人口二十名以下の都市では、街頭労働に貼るべきものを少年に対し、許可証書と徽章を必要としない。

- (5) 街頭労働の使用に用し、本條の下に発行された許可証は、第百三條六十四節乃至第百三條八十二節の下に発行された許可証と同じ効力をもち、本條の下に要求される時、許可証をもつていないと、使用者は、第百三條六十四節乃至第百三條八十二節の下に要求される時に許可証をもつていない特と同様を罰と義務に従わねばならぬ。

六 許可証と徽章の記載又は取消

第三條 二十六節 許可証と徽章の記載又は取消

(1) 委員会或は許可証官は、児童が身体上仕事を遂行することができなから、学校以

外に就業すべきものとして、学校の記録に述べてゐるか、若しくは委員会或は許可証官が判断して、児童の利益が記載によつて害せられると思われらる場合には、街頭労働許可証と徽章の許可を記載する事りやする。

(2) かかる許可証が発行された児童が、第三條二十四節に禁止されてゐるのに、依

つた事が発見されたとき、或は許可証が不適当に、又は不法に発行されたとき、委員
会に思われるとき、若しくは取消が児童の利益と思われるとき、委員会は街頭労働
許可証と徽章と取消する事ができる。委員会は、書留郵便に依り、右取消を児童
と使用者へ通告するものとする。通告を受取ると、使用者は直ちに取消された許可
証を返し、かかる少年の使用を中止する。且つ、少年も直ちに取消された徽章を許
可証官へ返す。

七

少年、街頭労働に使用する使用者の義務

第百三條二十五節 少年は街頭労働に使用する使用者の義務

(1) 街頭労働に使用する者十八歳未満の少年の使用者は、少年の右前、住所、出生期日、記録簿を携帯しておく事

(2) 第百三條二十五節の下に、街頭労働許可証が必要である少年の使用者は、少年の働く事を許される前には、使用者に依り、右少年の使用を認許する街頭労働許可証を受取り、譲り込めるべく、且つ右少年を使用する限り、その許可証は携帯しておく。且つ何時にても、委員会或は警察官又は巡回官の検査を受けらるものとす。

八、施行

第百三條二十八節 施行

(1) 第百三條二十一節乃至第百三條三十一節の委員会に依り施行されるものとす。郡市、町、村の警察と巡回の官吏は、右施行において委員会を援け、街頭労働に及ぼさるべく街頭に見せられ年少者に検閲して、第百三條二十一節乃至第百三條三

十一節の用ひに違反し、街頭労働に充てられつゝ、少年を従ての端合を委員
会に報告する。

- (12) 使用者が委員会或は巡回又は警察官吏の検査の際、街頭労働に使用された少年に
必要の許可証を提出することかできないときは、明らかにその少年を不法に使用
し、証拠とする。

九 罰 則

第三章 第三十九節 罰 則

- (四) 第一章三條二十一節乃至第三章三條三十一節の規定、或はそれに依り命ぜられた命令

の何れにも違反して、街頭労働に年少者を使用したり、使用を許可したり、或は

委員会、巡回官吏若しくは警察官が、これ等の諸節の規定を受けて、その義務を

履行する、と妨げたり、遅らせたりする使用者は、輕罪に問われ、且つそれに

ついで起訴されると、夫々の罰に相し、十吊乃至百吊以下の料に処せられるが、

三十日以内の懲役に処せられる、或の違反を繰り返す場合は、毎日新しい罪を犯すも

いとする。

(2)

州は前項より起訴にあって、本節の(1)に規定した罰を科することができ、或は各罪科に対し、任意に十兩の至百兩を取ることのできる。斯かる罰金は、当該管轄区域の法廷において、負債の形式で取られる。

十

少年の構内徘徊を放置しおく新聞に対する刑罰

第百三條三十節

少年の構内徘徊を放置しおく新聞に対する刑罰

新聞発行人、印刷人若しくは販売用新聞又は雜誌をもちてゐる人は、十八歳以下の

少年が、第四十條七十節の下に通告を要求されてゐるときに、右の新聞、雜誌が印刷

され、集められ、販売のために準備され、売却される構内をうちついたり、残つてい

ることを許可しないこと。本規定に違反する者は輕罰に処せらる。且つそれについて

起訴されるとき、第百三條二十九節に規定された刑罰に依うものとする。

十一

規程若しくは後見人に対する刑罰

第百三條三十一節

規程若しくは後見人に対する刑罰

第百三條 二十一節乃至第百三條三十一節の規定、或はその下に発行された委員会が命令の何れかに違反して、圧少者を使用させ、或は許可する親戚者又は後見人は無罰に処せらるゝ。且つそれについて起訴せらるゝ。各この罪科に對し五吊乃至二十五吊の科料に処せられ、三十日以内の懲役に処せらるゝ。

(第百二條六十一節) (7) 若しも代理者若しくは出版者が、傷害の當時、代表者若しくは出版者の實際的且つ建設的知識で労働者が使用されてゐなかつたといふ確かな証拠によつて認定するならば、第百二條六十一節の(1)から(6)までの規定は、第百二條七節の例に定義した労働者には適用せぬ。

第三條 本法は一九三七十年十月一日から、これを施行する。

